

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：衛生費

項：医務費

目：医務費

事業名 死因究明等推進協議会開催費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療整備課 医事係 電話番号：058-272-1111 (内3239)

E-mail：c11229@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 224 千円 (前年度予算額： 224 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	224	111	0	0	0	0	0	0	113
要求額	224	111	0	0	0	0	0	0	113
決定額									

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

平成26年6月の死因究明等推進計画の閣議決定を受け、国から都道府県に対して、「死因究明等推進のための協議会を設置」について要請があったことから、「岐阜県死因究明等推進協議会」を設置(H28.2.17)。

令和2年4月1日に死因究明等推進基本法が施行、令和3年6月1日には死因究明等推進計画が閣議決定された。また、令和4年3月に死因究明等推進地方協議会運営マニュアルが作成されたことから、今後、地方公共団体毎の計画の策定が求められる予定であり、この内容を踏まえ、本協議会において策定及び課題・問題点の解消に向けた取り組みを実施する。

(2) 事業内容

協議会の設置及び開催(検討事項例)

- ・地域の状況に応じた死因究明等施策の検討
- ・人材育成及び資質向上
- ・検案、解剖等の実施体制の充実 等

(3) 県負担・補助率の考え方

匡1/2、県1/2

※国庫：医療施設運営費等補助金（異常死死因究明支援事業）

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	147	委員謝金
費用弁償	22	費用弁償
消耗品費	20	事務費
役務費	10	郵便代
会議費	3	お茶代
使用料及び賃借料	22	会議室借り上げ
合計	224	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

死因究明等推進基本法（令和2年4月1日施行）第30条

『地方公共団体は、死因究明等に関する施策の実施を推進し、その実施の状況を検証及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。』

(2) 国・他県の状況

43都道府県で協議会設置済（R4. 3. 31時点）。主な設置主体は以下のとおり。

福岡県・・・県が主体となり協議会設置（H27. 4）

愛媛県・・・大学が主体となり協議会設置（H26. 8）

秋田県・・・医師会が主体となり協議会を設置（H27. 3）

(3) 後年度の財政負担

国庫補助事業を活用し、次年度以降も定期的に協議会を開催する。

(4) 事業主体及びその妥当性

死因究明等推進基本法において、地方公共団体が死因究明等推進地方協議会を設けるよう規定されているため、県が事業主体である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

岐阜県としての死因究明のあり方等を協議し、各関係団体が効率的に事業を推進していくための体制を構築する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

岐阜県死因究明等推進協議会の開催経費であり、指標設定にはそぐわない。

（これまでの取組内容と成果）

令和 2 年度	岐阜県死因究明等推進協議会・・・1回開催（R3年3月） （参加人数）医療関係者、大学教授等 7名
	指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
令和 3 年度	岐阜県死因究明等推進協議会・・・1回開催（R4年3月） （参加人数）医療関係者、大学教授等 7名
	指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
令和 4 年度	岐阜県死因究明等推進協議会・・・1回開催（R5年3月） （参加人数）医療関係者、大学教授等 7名
	指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	岐阜県としての死因究明のあり方など、各関係団体が効率的に事業を推進していくための体制づくり等に向けた協議の場が必要。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	各関係団体が一堂に会して協議を行うことで、効率的にあるべき体制づくり等について協議を行う。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	各関係団体が効率的に事業を推進できるよう、医療、警察等関係団体を中心とした構成員を選出している。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 各関係団体が整理した課題・問題点について、協議する必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 死因究明等推進基本法において、地方公共団体が死因究明等推進地方協議会を設けるよう規定されている。その協議会において、岐阜県としての死因究明のあり方等を協議し、必要な事業を展開していく必要がある。
--